

令和6年(フ)第324号

決 定

盛岡市津志田南三丁目15番40号-2階
債務者(破産者) 株式会社飛鳥商事
代表者代表取締役 宮崎 隆行

主 文

債務者株式会社飛鳥商事について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 岩手県北上市本通り一丁目7番12号 新町ビル2階 日高法律事務所
弁護士 日高 拓郎
- 2 債権届出期間 令和6年12月5日まで
- 3 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日
令和7年3月4日午後3時
- 4 債権調査期日 令和7年3月4日午後3時

令和6年10月28日午後5時

盛岡地方裁判所第2民事部

裁 判 官 柵 木 澄 子

これは正本である。

令和6年10月28日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 山 口 義 隆

